

答申第153号

(諮問第175号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が令和7年7月17日付けで行った保有個人情報不開示決定処分については、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、令和7年7月8日付けで、実施機関に対して、次の内容の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

大分県知事が2024年2月に保有個人情報開示請求にて開示した、〇〇2555号の（【地価公示（〇〇-1）の推移、地価の推移】と記載され、私が大分県の文書偽造を指摘している税額表の文書2枚。（私は開示請求にて大分県が保有する文書コピーをいただきましたが、今回は「保有する文書そのもの」を【閲覧】いたします）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、以下の理由により保有個人情報不開示決定を行い、令和7年7月17日付けで開示請求者（審査請求人）に通知した。

当該文書は、大分県土地開発公社の交渉記録に添付された資料をDocuWorksにてデータ化したものを取り寄せ文書起案したものであるため、紙の文書は保有していない。データをプリントアウトしたものは、〇〇第2555号で開示済み。

3 審査請求

審査請求人は、本件不開示決定処分について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和7年9月4日付けで、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定の理由は、これまでの実施機関職員の発言と矛盾し、制度上不可能である。また、大分県職員による不正（行政文書偽造・虚偽内容の税額計算による売買誘引行為）を明らかにするため、本件不開示決定処分を取り消し、全て開示

することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

開示しない理由に「大分県土地開発公社の交渉記録に添付されていた資料を DocuWorks にてデータ化したものを取り寄せ文書起案したものであるため紙の文書は保有していない」としているが、〇〇第 2225 号の税額表について、昨年大分県は原本、起案書やデータがない旨を示しており、その理由として「職員が個人的に作成したもの」とし、2024 年 9 月 13 日に〇〇氏は「あなた（請求者：〇〇）が（用地対策課へ）送ったものだ。それを開示した」という趣旨の発言をした。つまり、請求者が送った文書を〇〇第 2555 号の税額表として開示したと説明した。また大分県は、既に原本の紙文書がないのにも関わらず、〇〇第 2555 号の税額表を開示できた根拠となる文書やデータが存在しないことも明らかにしている。さらに、県政情報課（〇〇様・〇〇〇様）に確認済みだが、大分県には「大分県土地開発公社が保有する個人情報文書」を開示する権限はない。

第 4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求対象保有個人情報に係る事務事業の概要

公共事業の実施には、事業に必要となる用地を計画的に確保することが重要である。そのためには、権利者から、土地の提供や、建物の移転をお願いする必要がある。

土木事務所では、「大分県が施行する公共事業に伴う損失補償基準」等に基づき、土地の価格や建物の移転料（以下「補償金額等」という。）を算定し、それぞれ権利者ごとに、ご理解、ご協力をいただくために、公共事業の目的や補償金額等の説明を行っている。権利者からの承諾を得られた場合は、契約を締結し、土地の所有権移転登記、建物などの移転が完了し、土地の引渡しを受けた後、補償金額等の支払いを行っている。

2 本件事務事業に占める請求対象個人情報の役割、性格等について

本件の請求対象個人情報は、権利者への補償金額等の説明に際して、当時の用地担当者が作成した提示資料の一部である。

当事業の用地取得業務は大分県土地開発公社に委託していたが、権利者からの要望により、令和元年 5 月 11 日の用地交渉に当時の土木事務所の用地担当者が同席して、補償金額等の税金の課税に関する説明を行った際に、用地担当者が作成し、提示した資料である。

ただし、提示した資料については、土木事務所内で起案決裁等は行われていない。

3 本件開示請求対象保有個人情報不開示判断について

開示請求対象保有個人情報は、当時、大分県が〇〇〇〇〇〇線街路改良事業の用地取得事務を大分県土地開発公社に委託していた際、公社の用地交渉記録に添付されていた資料の一部である。

令和6年2月9日に「令和元年5月11日に、〇〇土木事務所用地課〇〇〇氏が、私と私の妻の〇〇〇〇に提示及び提供した資料全て」として審査請求人から保有個人情報開示請求書が提出された際には、〇〇土木事務所内ではその存在が確認できなかったため、大分県土地開発公社に聴取したところ、当時の用地交渉記録に添付資料として保存されていることが確認された。

ついで、土地開発公社から電子データで取り寄せたものを、文書起案し、〇〇第2555号にて保有個人情報開示決定通知書⑦で開示したものである。

よって、紙の文書は保有しておらず、データをプリントアウトしたものは、〇〇第2555号で開示済みであることから不開示とした。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求人は、〇〇〇様が作成した「税額表」と大分県が開示した文書の不一致を発見したため、「税額表」の起案書やデータなどを開示請求した。その結果、起案書やデータも存在せず、処分されていることがわかった(少なくとも請求者には「不存在」として開示しなかった)。該当「税額表」2024年7月から8月にかけて、県政情報課の〇〇〇〇様が〇〇〇〇様へ確認したところ、県政情報課の〇〇〇〇様からは、「〇〇土木事務所の〇〇〇〇様は原本の紙の文書やデータを保有していないと言っている」と回答したため、2024年9月13日に直接〇〇土木事務所の〇〇〇〇〇〇様に確認したところ、「税額表はもっていない。あなたが送ったものを出した」と説明した。その場で「開示請求で出した文書を見せてください」と依頼するも、〇〇〇〇〇〇様からは拒否をされた。
- 2 上記の経緯にて大分県が〇〇第2555号にて税額表を開示することが不可能であることを確かめたことから、審査請求人は、大分県に対し「行政文書の偽造行為(データが無い税額表に似せた文書の再作成)」を指摘した。すると、2024年9月13日の説明から、「大分県は土地開発公社にあったものを開示した」と供述を一変してきた(審査請求人は供述変更を認めていない)。2025年6月3日、審査請求人が「税額表」と大分県が開示した文書の不一致について尋ねると、〇〇〇〇〇〇様に「コピーをしたら文字のフォントが変わったり表の位置がズレた」と説明したが、文字フォントや表の位置はコピーでは変わることはない。
- 3 大分県は、起案書やデータがないことについて、「大分県職員である〇〇〇〇〇〇様が個人的に作成したもの」と説明しているが、大分県の服務規程第7条の規定により、職員は文書を個人的に作成し県民に提供できないため、虚偽の供述であることは明

白である。万が一「個人的に作った」としても、それを開示請求で2月に開示(偽造文書)していながら、個人的に作成したという弁明は全く辻褃が合わない。

本件で問題となるのは、職員服務規程において、「文書は、上司の許可を受けなければ他に示し、又は内容を告げ、若しくは謄本を与えてはならない」と定められている点である。同規定は、行政文書を外部に提供するに当たり、組織としての判断及び統制が行われることを予定しているものと解される。しかしながら、本件においては、当該文書の作成又は提供に関し、起案書その他の判断過程を示す文書や作成データが存在しないとされており、その場合、どのような形で上司の許可が行われたのか、当該規定が予定する統制がどのように担保されたのかが不明である。

- 4 大分県には「大分県土地開発公社」で保有する文書を開示する法的権限がない。弁明書では「データで取り込んだ」と記載しているが、上記のとおり〇〇土木事務所職員が「コピーした」と述べており、矛盾している。

以上の事から、弁明書に記載する弁明を可能にする法令の根拠がなく、弁明書の記載にある内容は虚偽である。また、審査請求の担当課でもある不正を故意に隠した用地対策課に対し、「審査請求人が審査請求を行った趣旨や理由に対する回答」を求める。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、令和元年5月11日に、大分県が行う公共事業に伴う用地取得業務において、審査請求人への補償金額等の説明に際し、当時の担当者が作成し提示した資料の原本である。

2 本件対象公文書の管理の適正性について

実施機関によると、令和6年2月9日付けにて「令和元年5月11日に、〇〇土木事務所用地課〇〇〇氏が、私と私の妻の〇〇〇〇に提示及び提供した資料全て」を内容とする保有個人情報開示請求があった際、本件対象公文書について事務所内を調査したが存在が確認できなかったため、当時、用地取得業務を委託していた大分県土地開発公社(以下「公社」という。)に確認したところ、当時の用地交渉記録に添付資料として保存されていたため、当該文書を電子データで取り寄せて開示したとのことである。また、本件対象公文書は、当時、実施機関の担当職員が作成したが、組織内の決裁を経ずに使用していたとのことから、組織共用文書として管理されていなかった。

そこで、当審査会は、事務局を実施機関へ派遣し実地調査を行ったところ、本件対象公文書の存在は確認することはできなかった。

さらに、審査請求人は、実施機関が提供した文書について、起案書や原本が存在しないことが不自然である点、そして、大分県職員服務規程(昭和31年大分県訓令

第 11 号。以下「服務規程」という。)第 7 条の規定により、職員は個人的に作成した文書を県民に提供できない点を指摘している。

当審査会において服務規程を確認したところ、服務規程第 7 条では「文書は、上司の許可を受けなければ他に示し、若しくは内容を告げ、又は謄本を与えてはならない。文書を庁外に携出しようとするときも同様とする。」と規定されているが、ここでいう文書とは、職員が職務上作成し、又は取得した書面、図画等であり、いわゆる公文書を指すものと解される。

実施機関によると、本件対象公文書は職員個人が作成した個人情報とのことであるが、それが県民への説明に供される以上、行政機関の公式な見解を示すものと解釈され得るため、公文書として適切な取り扱いが必要であったと考えられる。ましてや、用地交渉とは、土地所有者にとって、土地を手放すことによる経済的・心理的な不利益や生活上の不便が生じる可能性があるため、行政機関はこれらの不利益をできる限り考慮した上で、公正な補償や条件を提示し、公共の利益を実現するための重要な調整の場であり、そのような場で行われる協議においては、交渉内容や意思決定の過程を明確にしておく必要があるため、使用する資料については事前に内部の決裁を取ることが望ましく、仮に事前に決裁を取る必要まではないと判断された場合であっても、上司に口頭での許可を得るもしくは事後に協議記録等と併せて共有する等の対応は必要であったと考えられる。

3 実施機関の開示権限と本件対象公文書の開示の妥当性について

審査請求人は、公社で保有する文書を実施機関が開示する法的権限はないとの主張をしているが、法第 60 条第 1 項に規定する「保有個人情報」の「保有」とは、当該個人情報の利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を支配している状況と解されている。

そのため、行政機関が業務を委託している場合、委託先が当該情報を保管していたとしても、当該情報の管理や取扱いの決定権限は委託した行政機関にあることから、本件対象公文書においても、委託元である実施機関が委託先の公社から写しを提供してもらい、実施機関が保有した場合、開示することに何ら問題はない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、当審査会は大分県情報公開条例(平成 12 年大分県条例第 47 号)により与えられた権限に基づき、請求者からの保有個人情報開示請求に対し実施機関が行った保有個人情報の不開示決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

5 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件対象公文書が不存在であることについては事実として認められるもの

の、実施機関の文書管理が必ずしも十分であったとは言えず、今後適切な対応を行うよう要望する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年11月11日	諮 問
令和7年12月19日	事案審議（令和7年度第8回審査会）
令和8年1月28日	事案審議（令和7年度第9回審査会）
令和8年2月25日	答申決定（令和7年度第10回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部理事・副学長	
大 塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事	
田 中 竜	元大分合同新聞社報道部長	
梶 原 百合子	大分県地域婦人団体連合会理事	
三 島 麻 衣	三愛総合健診センター長	
加 納 雅 子	元大分市立駕野小学校長	
品 川 佳 満	大分県立看護科学大学看護学部准教授	
帆 秋 勢津子	元大分市大南支所窓口担当班 参事補兼グループリーダー	